

令和 2 年度
技能検定職種の統廃合等に関する検討会
報告書

令和 3 年 3 月

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

大木 栄一 玉川大学経営学部国際経営学科 教授

川瀬 治 株式会社日刊工業新聞社 編集局中小企業部長

◎ 黒澤 昌子 政策研究大学院大学 教授

高山 昌茂 協和監査法人 代表社員公認会計士

武雄 靖 ものつくり大学技能工芸学部 教授

松留 慎一郎 職業能力開発総合大学校 名誉教授

山下 洋史 明治大学商学部 専任教授

和田 正毅 職業能力開発総合大学校 名誉教授

五十音順・敬称略

◎：座長

(目次)

| | |
|--------------------------------|---|
| 1 はじめに | 1 |
| 2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断(定量的基準) | 1 |
| (1)第1次判断基準 | 1 |
| (2)第1次判断基準に基づく評価 | 1 |
| 3 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断(社会的便益) | 2 |
| (1)第2次判断基準 | 2 |
| (2)機械木工の状況 | 2 |
| (3)枠組壁建築の状況 | 3 |
| (4)技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング | 4 |
| (5)技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集 | 6 |
| 4 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について | 6 |
| (1)機械木工 | 6 |
| (2)枠組壁建築 | 7 |

<資料>

- これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績
- 平成22年度以降に本検討会で検討した職種に対する提言と受検申請者数の推移等
- パブリックコメントでいただいたご意見の概要

<参考資料>

- 技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要項
- 技能検定の統廃合について

1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」（本検討会）を開催し、平成21年度には社会的便益の評価の具体的な方策について議論するとともに、以降、これらの基準に基づき技能検定職種の統廃合に係る方向性について提言してきた。（これまでの提言については資料1及び2参照）

令和2年度においては、9職種を対象に検討対象職種の選定を行い（第1次判断）、このうち2職種を対象に社会的便益の評価を行ったところであり（第2次判断）、ここに結果をとりまとめる。

2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

（1）第1次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第1次判断基準としては、定量的基準によることとされており、過去6年間の年間平均受検者数が100人以下の場合に検討対象としている。

ただし、直近2年間の受検者数がいずれも100人を超えていた場合、隔年又は3年毎の実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合（隔年実施の場合は50人以上、3年毎実施の場合は30人以上）は、検討対象から除外している。

（2）第1次判断基準に基づく評価

上記基準により評価した結果、表1のとおり、平成26年度～令和元年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は、都道府県が実施する全111職種中9職種となった。このうち、近年の検討会で方向性が既に示されている陶磁器製造、印章彫刻を除き、第1次判断基準に基づいて評価すると、表1において網掛けをしている機械木工及び枠組壁建築の2職種が、第2次判断で検討すべき対象職種となる。

表1 6年平均値が100人以下の職種

| 職種 | 受検申請者数 | | | | | | | 基準 | 備考 |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|------|------|-----|---------------|
| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | 6年平均 | | |
| 金属溶解 | 48 | 72 | - | 52 | 41 | - | 36 | 30 | 作業別に3年毎実施 |
| 粉末冶金 | 66 | 96 | 89 | 119 | 92 | 89 | 92 | 50 | 作業ごとに隔年実施 |
| 縫製機械整備 | 80 | - | 160 | - | 164 | - | 67 | 50 | 隔年実施 |
| 機械木工 | - | - | 89 | - | - | 81 | 28 | 30 | 3年毎実施 |
| 陶磁器製造 | - | 77 | - | - | 79 | - | 26 | | R3年度最終試験後廃止予定 |
| 枠組壁建築 | 77 | 135 | 137 | 80 | 85 | 53 | 95 | 100 | 毎年実施 |
| エーエルシーパネル施工 | - | 77 | - | 102 | - | - | 30 | 30 | 3年毎に移行済み |
| ウェルポイント施工 | 102 | 4 | 95 | 16 | 74 | 31 | 45 | 30 | 3年毎に移行済み |
| 印章彫刻 | - | 101 | - | - | 70 | 50 | 37 | 30 | R4年度に再検討予定 |

※定期試験を実施した年のみを集計（ウェルポイント施工のH27, 29, R1は隨時試験のため除外）。

3 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）

(1) 第2次判断基準

技能検定職種の統廃合に関する第2次判断基準としては、業界、受検者、雇用主、消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断することとされている。以下に職種ごとの検討結果を示す。

(2) 機械木工の状況

・機械木工作業

数値制御ルータで製品を製作するために必要なプログラムシートや製作図の作成を行い、木材加工を行う作業

・木工機械整備作業

木工のこ盤、かんな盤、木工フライス盤、ほぞとり盤、木工せん孔盤、木工旋盤等の木工機械を整備する作業

ア 職種の変遷

昭和46年度に機械木工職種（旧）として新設され、昭和48年度に木工機械調整職種へ、また昭和58年度に木工機械整備職種へ名称変更が行われた。

一方、昭和58年度には機械木工職種（新）が別途新設された。

両職種は本検討会の提言を受け、平成24年に機械木工職種として統合された。

イ 受検申請者数の推移等

昭和 61 年度から隔年で試験を実施していたところ、平成 5 年度以降、100 名を下回る年が増えていき、平成 19 年度以降、その状況が継続し、平成 22 年度から、3 年毎に試験を実施している。

平成 28 年度に 89 名となり、6 年平均が 30 名を下回ったことから、平成 29 年度、本検討会の検討対象となり、「平成 31 年度技能検定試験（次回）における受検申請者数が、少なくとも年間平均 30 人以上となることを条件に、存続を認めることが適當」とされた。

令和元年度の受検申請者は 81 名、6 年平均は 28 名となり、29 年度に示された目標水準を下回る結果となった。

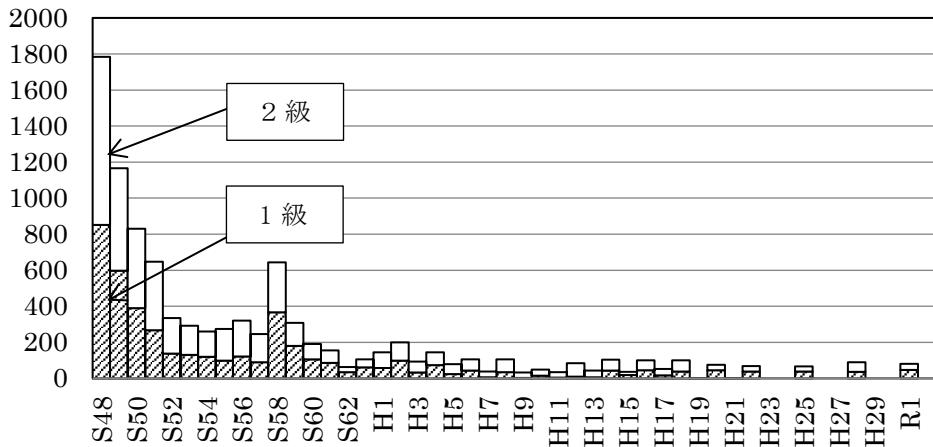


図 1 機械木工職種受検申請者数の推移

(3) 枠組壁建築の状況

・ 枠組壁工事作業

数種類の規格木材を用いて組まれた枠組みに、構造用合板などを止め、金物及び専用クギを用いて打ち付けた床、壁によって建築物を建築する作業

ア 職種の変遷

昭和 56 年度に職種が新設された。（名称変更、統合等はない）

イ 受検申請者数の推移等 昭和 56 年度以降、試験は毎年実施しているところ、初年度の 1,472 名をピークに漸減しており、平成 4 年度に 200 名を下回り、平成 13 年度に初めて 100 名を下回った。その後、平成 22 年度まで、概ね 120 名から 70 名程度で推移した。

平成 22 年度の検討会において、「平成 18 年度～23 年度の平均受検申請者数が 100 名を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適當」とされた。

平成 23 年度に 200 名を超えたものの、平成 26 年度は 77 名となり、6 年平均が 100 名を下回ったことから、平成 27 年度の検討会の対象となり、「引き続き業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当」とされた。

平成 27、28 年度は 100 名を上回ったものの、以降は 90 名を下回り、令和元年度は 53 名となり、6 年平均が 100 名を下回ることとなった。

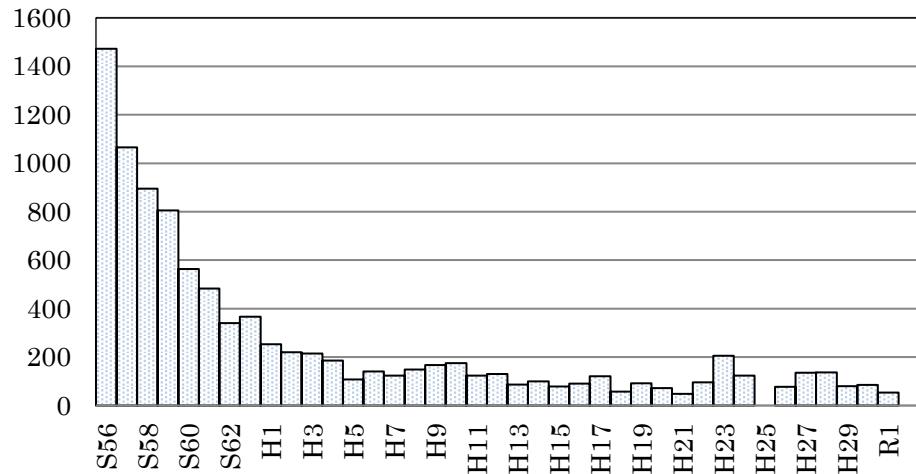


図 2 枠組壁建築職種 受検申請者数の推移

(4) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

機械木工職種及び枠組壁建築職種を対象に、本検討会において、技能検定の社会的便益について、①技能検定の活用の現状、②国家検定制度としての技能検定が廃止された場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体に対するヒアリングを実施した。

結果、関係業界団体の意向は表 2 のとおりである。

表 2 職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

| 職種 | 団体の意向 |
|-------|---------------|
| 機械木工 | 都道府県方式での継続を希望 |
| 枠組壁建築 | 都道府県方式での継続を希望 |

より具体的には、機械木工職種について、以下の説明があった。

- ・就業者数は機械関係、刃物関係合わせて約 4000 人程度で、高齢化が進んでおり 50 代以上が多い。若年者の新規参入は増加傾向にある。
- ・技能検定を基礎に、技術力向上のための技術研修会を毎年実施し、人材育成、技術研修として技能検定を活用し、名刺への印刷、昇級・昇格の条件にする等の活用を会員に働きかけている。
- ・技能検定が無くなることにより、業界内における円滑な技能継承・技能向上のための意欲の減少や統一的な技能評価ができなくなり、企業内における能力開発計画における目標の喪失、労働者のキャリア形成にも影響する等の弊害があると考えられる。さらに、現在の国の施策である、国産材の使用強化、地球温暖化対策、カーボンニュートラルへの木材利用の促進等の施策に重要な資格である。木工機械使用者に対する安全が確保できなくなる等の弊害も考えられる。
- ・受検者が増加しない要因として、家具・建具業界の縮小、工務店の減少、木材加工工場の海外移転に伴う需要の変動や、業界外への周知の不足が考えられる。
- ・受検者増に向けて、木材に関連する業界団体にアプローチし、技能検定の P R 活動に取り組みたいと考えているが、現状ではできていない。今回、対象職種になつたのを機に全日本木工機械商業組合と一般社団法人木工機械工業会のつながりができたため、今後は業界全体で受検者増に取り組めると考えており、次回の検定では 90 名の受検者は確保できると考えている。
- ・機械木工職種は、木工機械販売業者にとっては、必要不可欠な国家試験であり、現行都道府県方式による 3 年毎実施として存続させるべきと考えている。

一方、枠組壁建築職種について、以下の説明があった。

- ・枠組壁建築職種の技能者が従事するツーバイフォー工法は、住宅総戸数の約 12%、木造戸数の 20% を占めている。
- ・在来工法による建築とは異なる独立した職種としてさらに普及を図り、技能士資格の取得が就業者の目標となるよう定着させることが、ツーバイフォー業界にとって必須であると考えている。
- ・フレーマーと呼ばれる枠組壁建築技能を有する大工の人数は約 7 万 7 千人（2015 年）と推計され、木造住宅全体の木造住宅全体の着工戸数は 2010 年度から 2015 年度にかけてやや増加傾向にあるが、建築大工の数は減少傾向にあることから、フレーマーも減少しているものと考えられる。
- ・受検者が増加しない要因として、建築大工の人手不足により、技能検定を受ける時間的な余裕がなくなっていること、既存大工の高齢化より、受検ができる技能者は既に技能士の資格を取得している状況にあることが挙げられる。
- ・さらに、若年層の新規就業者も減少傾向にあり、今後の受検者についても若干減少傾向になるものと考えている。
- ・国家検定である技能検定が廃止になれば、資格を取得している技能士に喪失感を

与えることになる。登録建築大工基幹技能者として登録されるための講習の受講資格に枠組壁建築技能士が認められており、これが廃止されると、ツーバイファ一大工の今後のキャリア形成のルートを狭める等、弊害がでてしまう。

外国人建築大工のステップとして特定技能 2 号になるための資格としては、現在認められていないが、所管省庁からは追加する予定と聞いている。

- ・受検者増の取組として、技能検定の前に、全国の技能検定実施自治体において、事前講習会を行う等してきたが、今後の取組みとして会報誌に資格取得の意義等を語ったフレーマーへのインタビュー記事を掲載する等、受検者増に向けた情報発信の強化を図っていく。
- ・枠組壁年築職種は、都道府県方式で毎年実施すべきであるが、受検申請者数に問題があるのであれば、隔年実施となってもやむを得ないと考えている。

(5) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、令和 2 年 12 月 14 日（月）～25 日（金）までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、計 24 件（この他今回の職種とは関係ないもの 1 件。）の意見があった。

職種別にみると、機械木工職種を特定した意見が 22 件あり、職種の特定ができない意見が 2 件あった。

機械木工職種を特定した意見はすべて存続を求めるものであり、その理由としては、木材の活用は S D G s に貢献するものであること、業界の発展のために必要とするもの、受検により得られたものがあるとするもの等が主なものである。

職種の特定ができない意見は、受検者が少なくなったことは必要性が薄くなったことであるとして統廃合を容認するものが 1 件寄せられたほか、存続を求めるものが 1 件あり、その理由は職種を特定した意見と概ね同様である。

寄せられた意見の要旨は資料 3 のとおりである。

4 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、検討対象 2 職種それぞれに係る都道府県方式による存続の可否について審議を行った結果は、次のとおりである。

(1) 機械木工

機械木工職種に係る就業者数は機械関係、刃物関係を合わせて約 4 千人程度で推

移している。また、業界団体によれば、年齢構成は中高年層に偏っており 50 代以上が多いものの、若年者の新規参入は増加傾向にあるということである。しかしながら、その影響として技能検定の受検申請者数を押し上げるまでには至っていない。

平成 29 年度の検討会においては、業界団体は学校や他業種の団体に働きかけることにより次回技能検定（令和元年）の受検申請者数を 90 人以上確保することは可能としていたが、実際には業界団体外への受検勧奨は行われず、同年度の受検申請者数は 81 人、6 年平均で 28 人となり、目標が達成されなかつたことは重く受け止める必要がある。

一方、機械木工職種は、木材が住宅を始めとする建築物や家具、建具等の材料として主要な地位を占めること、また 2020 年 10 月に菅総理が「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行うなど、国産材の使用強化、地球温暖化対策、カーボンニュートラルへの木材利用の促進等の施策に重要な資格であることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。

今般のヒアリングにおいては、これまで受検者拡大に関する活動の中核を担ってきた全日本木工機械商業組合に加え、一般社団法人木工機械工業会が協力して取り組むことにより、家具や建具といった他業種の業界団体を含めて幅広く受検勧奨を行い、機械木工職種の維持・活性化を図っていく方針であるとの表明があり、その姿勢は評価できる。

このため、機械木工職種については、平成 29 年度の検討会の提言及び令和元年度の受検申請者数等を踏まえ、職種廃止とすべきである。ただし、職種廃止に当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために令和 4 年度に予定されている次回試験を実施すべきである。この場合、次回試験の受検申請者数が 90 人以上となった場合には、ただちに職種廃止とはせず、改めてその存廃について本検討会に諮るものとする。

（2）枠組壁建築

枠組壁建築については、当該職種の技能者がその建設に従事するツーバイフォー住宅が住宅総戸数の 12% 台で推移し、木造戸数に限れば 20% 以上を安定して占めていることから、今後も一定のニーズを見込むことは可能と考えられる。

しかしながら、受検申請者数は、第一次判断基準である 100 人を下回ると一旦増かするものの、数年後に再び 100 人を割り込むことを繰り返しており、令和元年度には 3 年連続で 100 人を下回り、53 人となった。この結果、6 年平均では 95 人となり、第一次判断基準の 100 人を下回っている。

このため、枠組壁建築職種については、業界が引き続き会員を始めとする関係者への受検勧奨や受検により得られる便益の向上、また、受検希望者への研修の実施等により受検者拡大を図ることを条件に、令和 3 年度から起算して隔年実施として存続を認めることが適当である。

これまでの都道府県方式の技能検定の統廃合実績

| 年度 | 検討対象職種 | 6年平均受 検 申請者数 (人) | 試験 実施頻度 | 検討会結論 | 対応 |
|-----|------------------|---------------------------|------------|--|----------------|
| H21 | コンクリート積みブロック施工職種 | 3 | 隔年 | 10職種すべてについて現在のままでは存続させず、(1)職種廃止、(2)他職種との統合の上で都道府県知事が実施する方式で実施、(3)指定試験機関が実施する方式で実施、のいずれかを選択し、関係業界団体で検討を進め、行政との協議の上で決定する。さらに、職種を廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施にも配慮する。 | H23 廃止 |
| | 漆器製造職種 | 4 | 1回 | | H22 廃止 |
| | 製材のこ目立て職種 | 6 | 1回 | | H23 廃止 |
| | 金属研磨仕上げ職種 | 7 | 3年毎 | | H23 廃止 |
| | 竹工芸職種 | 8 | 3年毎 | | H23 廃止 |
| | ガラス製品製造職種 | 9 | 3年毎 | | H23 廃止 |
| | れんが積み職種 | 13 | 隔年 | | H23 廃止 |
| | ファインセラミックス製品製造職種 | 17 | 3回 | | H22 廃止 |
| | 建築図面製作職種 | 20 | 毎年 | | H23 廃止 |
| | 木工機械整備職種 | 28 | 隔年 | | H24 他職種と 統合 |
| H22 | 枠組壁建築職種 | 80 | 毎年 | 関係業界団体の積極的な受検勧奨など、今後の受検申請者の増加が期待されることから、平成18年度～23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。 | |
| | ウェルポイント施工職種 | 28 | 隔年 | 次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当。 | |
| | エーエルシーハーネル施工職種 | 90 | 毎年 | 隔年実施での都道府県方式による存続を認めるとともに、指定試験機関方式への移行の可否について関係業界団体での検討及び行政との協議を進めることが適当。 | |
| | 機械木工職種 | 27 | 隔年 | 現在のままでは存続させず、①「職種廃止」又は②「都道府県方式により他職種との統合の上で実施」のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当。 | H24 他職種と 統合 |
| H23 | (対象無し) | | | | |

| 年度 | 検討対象職種 | 6年平均受検申請者数(人) | 試験実施頻度 | 検討会結論 | 対応 |
|-----|----------|---------------|--------|--|--------------|
| H24 | 印章彫刻職種 | 25 | 3年毎 | 平成 22 年度より 3 年毎の実施としており、平成 24 年度後期試験の受検申請者数の実施結果を待って検討する。 | |
| | 枠組壁建築職種 | 95 | 毎年 | 平成 22 年度、平成 23 年度の受検者が連續して増加していること、その他の事情を総合勘案し、平成 24 年度の結果を見て判断することが適当である。 | (H27 再検討) |
| H25 | 木型製作職種 | 26 | 3年毎 | 現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。ただし、指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体で検討すべき。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。 | H29 廃止 |
| | 機械木工職種 | H25 より 統合実施 | | 木工機械整備職種との統合後の受検申請者数を含めて評価する。 | (H29 再検討) |
| H26 | 製版職種 | 97 | 毎年 | 平成 27 年度の検定試験は休止とし、平成 28 年度に実施する検定試験の受検申請者数などの状況を評価した上で、改めて検討を行う。 | (H29 再検討) |
| | 複写機組立て職種 | 93 | 毎年 | 現在の都道府県方式のままでは存続させず、職種廃止とする。また、職種廃止する場合には、最終試験の実施にも配慮すべき。 | H28 廃止 |
| H27 | 酒造職種 | 94 | 毎年 | 関係業界団体が現場のニーズを踏まえ、時代の要請にあった酒造技能検定を実現し、業界内での酒造技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。 | |
| | 枠組壁建築職種 | 92 | 毎年 | 引き続き関係業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めることが適当。 | |
| H28 | 縫製機械整備職種 | 42 | 隔年 | 関係業界団体が、時代の要請にあった縫製機械整備技能検定を実現し、業界内での縫製機械整備技能士の重要性を確固たるものにするための体制を整備するなどにより、受検者拡大を図っていくことを条件に、存続を認めることが適当。 | |
| H29 | 機械木工職種 | 26 | 3年毎 | 平成 31 年技能検定試験（次回）における受検申請者数が、少なくとも年間平均 30 人以上となることを条件に、存続を認めることが適当。 | →令和 2 年度に再検討 |
| | 陶磁器製造職種 | 29 | 3年毎 | 今後、年間平均 30 人以上の受検申請者数を安定的に確保できる見通しを立てることが難しい状況にあると考えられ、職種廃止すべきである。ただし、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるため平成 30 年度の試験は実施することが望ましい。この場合、平成 30 年度の試験における受検申請者数が少なくとも 90 人以上となった場合は、ただちに職種廃止とはせず、あらためて本検討会に諮るものとする。 | →令和元年度に再検討 |

| 年度 | 検討対象職種 | 6年平均受検 申請者数 | 試験 実施頻度 | 検討会結論 | 対応 |
|-----|----------------|----------------|------------|---|-------------------------------|
| | 製版職種 | 95 | 毎年 | 存続を認めることが適当である。 | H29 プリフレス に職種名称 変更 |
| | エーエルシーハーネル施工職種 | 38 | 隔年 | 今後、平成29年度から起算して3年ごとの実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。 | |
| H30 | (対象無し) | | | | |
| R元 | 陶磁器製造職種 | 40 | 3年毎 | 平成30年度の陶磁器製造職種の受検申請者数は、79人であり、90人に満たず、関係業界団体に改めて確認したところ、廃止はやむを得ないという回答がなされている。このため、平成29年度の結論を変更する必要性が見い出せないことから、職種廃止が適当。ただし、職種廃止するに当たっては、既に受検準備を行っている受検希望者に受検機会を設けるために最終試験の実施に配慮。 | 令和3年度 最終試験実 施の上廃止 予定 |
| | ウェルポイント施工職種 | 45 | 2年毎 | 当該職種技能士が持つスキルの内容と、それが発注者からの信頼度を高めるために有効であることを関係業界団体の会員以外も含めた業界関係者に広く理解してもらい技能検定受検の必要性をアピールすること、さらに今後、令和2年度から起算して3年ごと実施とすることを条件として、存続を認めることが適当。 | |
| | 印章彫刻職種 | 29 | 3年毎 | 印章彫刻職種は、潜在的な受検候補者数はあるものの、受検ニーズにつながっておらず、当該職種を廃止することが適当であるが、一方で、関係業界団体は、令和3年度の技能検定試験では100名以上の受検者確保に取り組んでいることを踏まえ、直ちに廃止とはせず、令和3年度の受検者数が100人以上であること、かつ、それまでの間の当該団体としての、受検者拡大に向けた具体的な取組結果を踏まえ、改めて本検討会に諮るものとすることが適当。 | 要フォロー →令和4年度に再検討 |

資料2

平成22年度以降に本検討会で検討した職種に対する提言と受検申請者数の推移等

| | H21年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H22年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H23年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H24年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H25年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H26年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H27年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H28年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H29年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H30年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | R1年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|------------------------------------|
| 印章彫刻 実施頻度 検討会の提言 | 30 (39) | - (33) | - (25) | 117 (36) | - (46) | - (25) | 101 (36) | - (36) | - (36) | 70 (29) | 50 (37) |
| | <u>3年毎実施</u> | | | 次回試験の受検申請者数を待って検討 | | | H27年度以降の試験結果をみて判断 | | | R3年度の受検申請者数が100人以上であること、業界団体の取組結果を踏まえ検討 | |
| | | | | | | | | | | | |
| ウェルボット施工 実施頻度 検討会の提言 | - (28) | 102 (36) | - (32) | 109 (46) | - (69) | 102 (52) | 4 (53) | 95 (52) | 16 (51) | 74 (45) | 31 (45) |
| | <u>隔年実施</u> | | | 次回受検申請者数が100人を超えた場合は隔年での実施を認める。 | | | | | | R2年度から起算して3年毎実施とすることを条件に存続を認める | |
| | | | | | | | | | | | |
| 陶磁器製造 実施頻度 検討会の提言 | 16 (45) | 95 (46) | - (45) | 16 (35) | 83 (57) | - (35) | 77 (45) | - (29) | - (29) | 79 (40) | - (26) |
| | <u>3年毎実施 (H27年度まで3作業、以降2作業)</u> | | | | | | | | | 30年度を最終試験とし職種廃止すべき。30年度に90人以上受検申請者があった場合は改めて検討 | |
| | | | | | | | | | | 最終試験の実施に配慮して廃止 | |
| エーエルシーハート施工 実施頻度 検討会の提言 | 86 (90) | 85 (88) | 83 (87) | - (73) | 69 (68) | - (54) | 77 (52) | - (38) | 102 (41) | - (41) | - (30) |
| | <u>毎年実施</u> | | | 隔年実施 | | | | | | 3年毎実施 | |
| | | | | 隔年で都道府県方式での存続を認める | | | | | | H29年度から起算して3年毎実施とすることを条件に存続を認める | |
| 製版 実施頻度 検討会の提言 | 123 | 111 | 86 | 80 | 70 (97) | 58 (88) | - (68) | 189 (81) | 196 (99) | 174 (115) | 147 (127) |
| | <u>毎年実施</u> | | | | | | | | | 存続を認める | |
| | | | | | | | | | | H30年度よりプリプレス職種に改称 | |
| 機械木工 実施頻度 検討会の提言 | 1 (27) | 26 (26) | - (17) | - (10) | 67 (35) | - (23) | - (23) | 89 (26) | - (26) | - (26) | 81 (28) |
| | 隔年実施 | | | 3年毎実施 | | | | | | 次回試験の受検申請者数が少なくとも年間平均30人以上になることを条件に存続を認める。 | |
| | | | | 廃止か他職種との統合 | | | H25年度より機械木工職種と木工機械整備職種を統合 | | | | |
| ※) 赤字は、受検申請者数の6年平均が職種統廃合の対象とする基準（毎年実施の場合は100人、隔年実施の場合は50人、3年毎実施の場合は30人）を下回っているもの。 | | | | | | | | | | | |

※) 出典はこれまでの検討会報告書及び技能検定実施状況

| | H21年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H22年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H23年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H24年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H25年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H26年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H27年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H28年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H29年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | H30年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 | R1年度 受検申 請者数 〔直近6 年平均〕 |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| 木工機械整備 | - (28) | 42 (24) | (24) | (14) | | | | | | | |
| 実施頻度 | 隔年実施 | | | | | | | | | | |
| 検討会の提言 | 廃止か他職種との統合 | | | | | | | | | | |
| 縫製機械整備 | 83 (81) | 92 (83) | - (72) | 78 (69) | - (56) | 80 (56) | - (42) | 160 (53) | - (53) | 164 (67) | - (67) |
| 実施頻度 | 毎年実施 | 隔年実施 | | | | | | | | | |
| 検討会の提言 | | | | | | | | | | | |
| 枠組壁建築 | 48 (80) | 96 (81) | 205 (95) | 124 (106) | - (91) | 77 (92) | 135 (106) | 137 (113) | 80 (92) | 85 (86) | 53 (95) |
| 実施頻度 | 毎年実施 | | | | | | | | | | |
| 検討会の提言 | H18-23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合に隔年に移行 | | 24年度の結果を見て判断 | | 前期から後期に移行。25年度は休止して周知期間に | | 業界団体が受検者拡大を図っていくことを前提に存続を認めめる。 | | | | |
| 酒造 | 105 | 143 | 72 | 95 | 74 | 76 (94) | 118 (96) | 159 (99) | - (87) | 205 (105) | 150 (118) |
| 実施頻度 | 毎年実施 | | | | | | | | | | |
| 検討会の提言 | | | | | | | | | | | |
| 複写機組立て | 102 | 114 | 81 | 79 | 53 (93) | - (72) | 35 (60) | | | | |
| 実施頻度 | 毎年実施 | | | | | | | | | | |
| 検討会の提言 | | | | | | | | | | | |
| 木型製作 | 42 (42) | 46 (38) | - (33) | - (26) | 66 (33) | - (26) | - (19) | 90 (26) | | | |
| 実施頻度 | 毎年実施 | 3年毎実施 | | | | | | | | | |
| 検討会の提言 | | | | | | | | | | | |

※) 赤字は、受検申請者数の6年平均が職種統廃合の対象とする基準（毎年実施の場合は100人、隔年実施の場合は50人、3年毎実施の場合は30人）を下回っているもの。

※) 出典はこれまでの検討会報告書及び技能検定実施状況

パブリックコメントでいただいたご意見の概要

【機械木工職種関係（22件）】

| 番号 | 御意見等の要旨 | 要望 |
|----|---|----|
| 1 | <p>機械木工職種（機械木工作業、木工機械整備作業）の技能検定職種統廃合検討についてご意見を申し上げます。</p> <p>まずは、同検定試験は受験者の減少傾向に伴い開催頻度を3年に一度として実施してくださっている事を承知しており、そのご苦労に敬意と御礼を申し上げます。</p> <p>平成年間に、住宅着工数の減少などで大工職人などが減少すると共に、家具産業の中国などからの輸入競争力の強化などに伴い、当該業種に関わる就業者は大きく減少している事は事実です。</p> <p>しかしながら、木材はSDGsでも強調されている再生可能な資源であると共に、その加工に必要な動力は、代換材料である金属や樹脂類に比べて少ない事と、素材である木材が使用分以上に日本国内に十分蓄積されていることから、地方創生にも大きく寄与できる職種であると思います。</p> <p>一方で、木材加工は、「切る・削る・磨く・貼る」など、高速で動作する刃物類によって行なわれますので、作業者の安全を確保する上で、日頃よりの教育訓練が必須であり、機械木工職種の技能検定を他の検定試験と統合するのは難しいと思いますし、廃止となると当該業界の作業の安全管理に懸念が発生する可能性があり、ひいては業界の国際競争力や地方の雇用減少に繋がりかねないとの懸念があります。</p> <p>かつては輸入商品であった日本の木材自給率は、戦後一時18%まで減少しましたが、先人の努力と知恵により、2019年には37%まで復活しており、近年50%への回復を目指して頂いております。必然的に、付加価値の高い木材加工へのニーズは強まって行くと確信しておりますので、技能検定の存続についてご検討を下されば幸いです。</p> | 存続 |
| 2 | <p>技能検定職種の統廃合等機械木工職種についてコメントさせていただきます。</p> <p>本技能検定試験については長年、木工加工に携わる企業が大小を問わず、自社の人材育成、技能や知識、安全意識の向上を目的として従業員に受験を促してきたものであり、またこれを自社の職能資格制度と組み合わせて昇給・昇格の基準のひとつとして運用してきたという例も少なからず聞いておりました。</p> | 存続 |

| | | |
|---|--|----|
| | <p>しかし最近はこの業界における構造的変化により、近年受験者数が大幅に減少傾向にあることも事実です。また出題内容も日進月歩する機械機器や加工方法に必ずしも沿ったものでないこと、また受験場所も大都市に限定されていること等も、受験者減少の一因となっているようです。</p> <p>しかしながら、これから日本の産業を俯瞰的に見ると、先日政府が『2050年までに温室効果ガスの排出量をゼロにする』という表明しましたが、これは木材の有効利用なしには達成できません。木材を加工して利用するために必要なエネルギーは、非常に低く、また再生可能で『二酸化炭素を固定する』というすばらしい特長のある木材は、まさに日本のみならず世界の未来に必要不可欠な資源です。</p> <p>この業界に携わる人間が、これからも誇りを持って仕事に従事し、日本の産業をリードする役目を担うためにも、本検定試験の内容の見直しとともに受験を促し、未来を担う人材を育てるための機械木工技能検定制度として存続していただきたいと考えます。以上。</p> | |
| 3 | <p>【はじめに】</p> <p>御検討会による改革の重要方針として「既存の職種については、(中略) 経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行」い、また第2次判断にて「当該職種の社会的便益を検討・勘案」するとあります。</p> <p>そこで私は技能試験機械木工職種の廃止を御猶予いただくべき社会的便益として、下記の通り申し上げます。</p> <p>【技能試験機械木工職種の社会的便益】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界全体の目標に対応できる人材を育成できる <p>SDGs の目標 15「持続可能な森林の経営」即ち、森林の成長量や蓄積を踏まえた伐採を行い、森林の適切な更新と整備により再生産を進めること等を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の成長線戦略を実現できる人材を育成できる <p>菅総理の脱炭素社会の実現に向けた所信表明演説、そのための循環型社会の構築に向けた木材利用の推進を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省庁の施策に対応できる人材を育成できる <p>林野庁の各種支援事業。公共建築物等における木材の利用の促進、低層非住宅建築の木質化など多数があります。</p> <p>経済産業省の推進するコネクテッドインダストリー。個別戦略分野のイノベーション推進対象として、我が国に豊富な木材を原料とするCNF技術を想定しています。</p> <p>内閣府の推進する Society5.0.。CLT (直交集成板) の利用推進や木質バイオマスの熱利用などがあります。</p> | 存続 |

| | | |
|---|--|----|
| | <p>・地方産業の要求する人材を育成できる</p> <p>広島県では、教育委員会による「ものづくり人材育成日本一プロジェクト」にて、高校生等が木材加工ほか6部門の技術・技能を基礎・基本から着実に身に付けたうえ、県職業能力開発協会主催の技能試験に挑戦しています。</p> <p>【おわりに】</p> <p>上記の目標・施策・要求は、将来予想される経済社会情勢が要請するものであり、また木材利用の増大と機械木材に関わる知識と技能の重要性を示唆しています。</p> <p>何卒技能試験機械木工職種の廃止を御猶予いただきたくお願い申し上げます。</p> | |
| 4 | <p>私は木工機械販売を生業としているものです。</p> <p>先ず、木工機械従事者の観点より意見を述べさせて頂きます。機械販売にはアフターメンテがつきものです。また、木工機械は刃物という木材をカット出来るものを装着しています。木材をカット出来ることは、人体もカット出来てしまう威力をもっています。このような機械を販売して、整備・修理を適当にやった際には刃物が飛んでくる可能性もあります。機械構造を理解し、知識習得者の下で自身で修理を体験し、評価される体系が必要だと思います。私が目指す姿は、技能士の資格が無ければ機械を修理してはいけない体制を本来作るべきと考えています。木工機械は見様見真似で修理を行うと、死亡事故につながる可能性があるものと思います。また、整備・修理の重要さを説いていかないと、中途半端な技術、気持ちで機械販売をした上でそのメンテナンスの際に機械使用者に労働災害リスクを負わせることになります。そんな観点からも、技能士の存在を国も業界もアピールし、健全な機械産業の育成を目指して行くべきと考えます。整備・修理を行う方々にとっても、技能士という資格は一つの誇りになり得るものと考えます。機械整備に関して本技能検定が国がオーソライズした唯一の制度になりますので、木工機械従事者へのモチベーション維持の為にも是非残していただきたくお願いします。</p> <p>次に、木工機械業界の観点より意見を述べさせて頂きます。木工機械製造業に携わる方々が安心して機械を製造し販売者に販売をお願い出来るのは、機械の事を十分理解し、お客様に急な機械トラブルが起きた際に日本各地域に居るであろう技能士が居る販売店に即座に対応してもらえるというものがあるからだと思っています。もし技能士が日本全国に居なければ、製造メーカーは自前でサービス要員を準備しなくてはいけません。これは機械製造メーカーにとって大きな負担になりますし、安心して製造できないという事態に陥れば、木工機</p> | 存続 |

械業界の出荷額にも影響しますし、ひょっとしたら海外メーカーの一層の日本進出を許し、中にはメンテナンスを放棄し売るだけ売ってしまう会社も現れるかもしれません。木工機械販売に関するお客様の労働安全衛生面を担保する法の規制もございません。売りっぱなしでも木工機械販売は出来てしまうのが現状なんです。時代の流れもあるとは思いますが、受験者が減ってきているものの真摯に技能検定制度を利用し、お客様の労働安全衛生を守ろうとしている業界の方々への自助努力を尊重し、木工機械業界の健全な発展を助けるためにも本制度は必要なものと思います。

最後に、日本の未来の観点から意見を述べさせて頂きます。

菅首相が 2050 年には温室効果ガス排出実質ゼロにすると述べられています。温室効果ガス＝二酸化炭素という図式がメインであると思いますが、排出二酸化炭素を減らす特効薬は木材利用であると国（林野庁）は考えているはずです。人口減のトレンドである日本で、二酸化炭素排出減という世界の時流に日本は乗れる可能性が大きいと思います。日本は森林大国です。その森林が二酸化炭素を吸収していきます。また成木になると二酸化炭素吸収量が減りますので、成木を伐採し再植林をしていく必要があります。そう考えると、今後の日本では木材のアウトプットが増えてくるものと思います。原木のまま海外に輸出してる傾向が少し見えてきている昨今ですが、高付加価値の輸出品にしていくのが日本のあるべき姿だと私は思っています。そう考えると、日本で木材を原木から加工して製品にする流れが加速するだろうと予測されます。このことは、木工機械が人口減のトレンドの中でも結構な頻度で使われる、ひょっとしたら木工機械マーケットが少しは上向く事を意味すると思います。国が対外的に約束した方針に関し目的達成の為の考えられる施策の中心に近い位置にある木材産業の行く末を考えた時に、機械を整備する方々が無資格で、無秩序に機械触る事が出来る未来図がこの秩序正しい現状の日本とは真逆の体制であると思いますし、私が一国民として誇れる、ルールをしっかりと守る日本人、国がしっかりと未来を見据え手立てを講じている日本という、私が考える日本の良さが削がれると思います。日本の未来を守る為にも本技能検定を残していただきたいと思います。

聞いたところによりますと、本技能検定の実施団体では会場費から諸々の運営費を考慮すると技能検定を実施する事は団体の経済負担が大きいと聞いています。それでも損得勘定を抜きで今も尚技能検定の存続を考えている背景は、木工機械業界の健全な発展を願っているからだそうです。受験人数が少いから廃止という単純な問題

では無く、この技能検定の存在意義をご理解頂き、そして労働安全

| | | |
|---|--|----|
| | 面からの木工機械業界へのご支援をいただきたく私の意見を結ばせて頂きます。 | |
| 5 | <p>機械木工職種の「技能検定職種の統廃合等」についてコメントさせて頂きます。</p> <p>木材産業は、持続可能な社会の実現の為に必要不可欠な業種で、将来の成長産業となる可能性を秘めていると思います。また、温室効果ガスの排出量削減の為にも重要な役割を担う業界であると言えます。</p> <p>従って、将来を見据えた場合、木材を加工する機械の重要性は、機械の進化と共にますます高まるはずです。そして、それに関わる人材を公的に認定する資格は、今後も必要なものだと思います。</p> <p>是非とも、木工機械技能検定の存続をご検討下さいますようお願い申し上げます。</p> | 存続 |
| 6 | <p>技能検定職種の統廃合等 機械木工</p> <p>私は 44 年間と永きに渡り業界に携わり、業界団体役員を今でも務めておりながら、恥ずかしながらこのような職種の存在すら知りませんでした。</p> <p>N C ルーターは「置き家具」製造メーカーだけの機械だったからでしょうか。</p> <p>近年、私共建具、木工業界では N C ルターの普及が進んでおり、当社もその一社です。</p> <p>この職種はこれからを担う若年技術者に特化した部門と言え、新入社員にとっては一番最初の目標に値します。建具・家具手加工より大いに期待できます。</p> <p>まず、残してほしいというお願いと、各界・各地に P R して受験者数を増やす施策を考えてみたらどうでしょうか。</p> <p>私共業界の存在を持続させるための技術革新と人材確保（育成）を備えた職種ですのでどうかよろしくお願いします。</p> | 存続 |
| 7 | 技能検定等の統廃合等について、機械木工職種の統廃合に反対です。私は昨年度に受験いたしました。受験勉強の過程で、実務だけでは得られない知識と技術を得ることができました。また、技能士の資格を持っているということで、客先から信頼して仕事を任せてもらえるようになりました。このように実務に大変役立っていますので、機械木工職種を是非残してください。 | 存続 |
| 8 | 私は職業上、欧州の木工、および木工機械と深くかかわっております。欧州（特にドイツを中心とした）の国々では、木材加工の教育が、体系的に行われており、そのおかげで、単なる工具類を使用した手芸的な技能を身に着けるだけでなく、現在、大変重要視されているデータを利用したスマートファクトリー化に対する基礎的な知識、木材 | 存続 |

| | | |
|----|--|----|
| | <p>や、木工の SDG's における役割、作業の安全性や、快適な作業環境づくりなど、総合的な知識を体得することができます。そして、これらの教育の多くを、国家等のサポートで、無料、あるいは非常に低価格で受けることができます。</p> <p>私が欧州と日本の木工を取り巻く環境を比較した時に最も強く感じることは、日本の木工にかかる教育レベルの低さです。このことが、きつい、汚い、危険、長時間労働、低賃金といった労働環境の悪さに結びついていると感じています。</p> <p>この状況で、技能検定が廃止されれば、今以上に、木工、木材、木工機械教育を受けるチャンスが喪失され、労働環境は今以上に悪くなるのではと危惧いたします。</p> <p>本来であれば、公共のサポートで低価格で受けられなければならぬ、職業に対する教育のチャンスを、合理化という名のもとに行われる統廃合によって失われることにつながると感じます。</p> <p>行われるべきことは、統廃合ではなく、現在行われている教育をさらに充実した内容に変化させ、技能検定が、今以上に意味のあるものにすべきではないでしょうか？</p> <p>そして、その結果として、多くの日本国民が木材、木材加工技術、木材産業の大切さを認知し、木材、木材加工産業の底上げにつながり、最終的には、現在の日本の大きな目標である、国産材の使用増加にもつながるのではないかでしょうか？</p> | |
| 9 | <p>今回、技能検定等の統合にて、機械木工職種の統廃合が検討されていますが、私は反対致します。理由は受験を受けるうえで、普段の実務では得られない経験を実務講習等でえられ、現場で今まで以上に実践する事が出来るようになり、お客様等信頼を得る事が出来、業務をスムーズに行う事が出来ているからです。</p> <p>機械木工職種を今後も継続して行ってもらいたいです。</p> | 存続 |
| 10 | <p>日本の国土における森林割合は約 67%を占めます。</p> <p>国産材の活用は山の整備、木工製品の輸出など雇用を生み出します。</p> <p>木材を加工するための機械木工職種の資格持つことが 自身の自信につながり技術を高めるため大切だと思うので技能検定は必要だと思います。</p> | 存続 |
| 11 | <p>種名 機械木工 の技能検定に関しては統廃合するべきではないと思います。</p> <p>受験数が少ない理由は木工機械を、整備及び調整をする技術者が年々減少しているからであります。しかしながら、国内の多くの木工所、家具屋、建具屋、工務店、プレカット工場、材木屋、樹脂加工工</p> | 存続 |

| | | |
|----|--|----|
| | <p>場、モデル製作所等々、職種によらず木材を扱っている工場では、必ずと言って良いほど、1台以上はこの機械木工で検定される機械があり、故障やメンテナンスの際には正式な技術をもつ業者が必要不可欠です。機械木工技能の需要に対して供給が追い付いていない状態です。</p> <p>また、毎年開かれる家具の技能オリンピックで使われる木工機械も機械木工の木工機械整備作業の技能者が整備した機械が提供されており、この機械木工の技能検定を廃止することは、木材加工産業の衰退につながると思います。</p> <p>そして、木工機械整備作業の技能検定の内容に関しても、上記で述べた機械を正しく整備し取り扱うためには必要な内容であり、現状での機械整備作業者の不足により、適当な整備や修理をする業者が横行する事も危惧されます。</p> | |
| 12 | <p>機械木工職種の統廃合に反対です。昨年受験をして合格しましたが、大変有意義で勉強になりました。木工機械に関する整備技術を学べる唯一の場であると認識しております。現在、衰退の一途をたどっている当職種であることからも、残して後継技術者の育成をしていくべきだと思います。</p> <p>もし統廃合が行われるとても、技術を学べる場を提供してほしいです。</p> | 存続 |
| 13 | <p>技能検定等の統廃合等について、機械木工職種の統廃合に反対致します。</p> <p>私は、木工機械整備技能士二級を取得しております。受験から取得に至る過程にて、知識、技術の面で自信を持ってお客様の対応ができるようになりました。</p> <p>機械木工職種をぜひ残して下さい。</p> | 存続 |
| 14 | <p>地球規模での持続可能な社会づくりに向けて、国連の唱える「持続可能な開発目標（SDGs）」への関心が世の中において高まりを見せており、持続可能な資源である木材産業は大きな役割を期待されております。</p> <p>木材産業を日本の成長産業と位置付ける時、技能人材の育成は最重要課題であります。</p> <p>そのために、（一社）日本木工機械工業会では、同会が主催する日本木工機械展において工業高等学校の生徒を誘致し、セミナー・見学会を継続して実施しています。</p> <p>将来を担う若い人材が学ぶときには、誇りとなる目標や肩書が必要です。</p> <p>しかしながら、日本のものづくり人材は現在非常に脆弱であり、ド</p> | 存続 |

| | | |
|----|--|----|
| | <p>イツのマイスター教育のような技能の育成・伝承する制度が不可欠です。</p> <p>については日本の木材産業の未来を担う人材を育てるために、技能検定における機械木工職種（機械木工作業、木工機械整備作業）を他の職種と統合せずに、今後も継続していただきますようお願いします。</p> | |
| 15 | <p>技能士資格を持っていると、自信がついたので是非残してください。</p> | 存続 |
| 16 | <p>木工機械整備技能士の資格を得てから 40 年近くになろうとしています。その間毎年入社する新入社員の方にも整備作業に必要な技能・知識を伝えて来る事が出来た様に思っています。</p> <p>検定前の講習や受検勉強が実務と同じ様に必ず役立ちます。</p> <p>機械木工職種を残してください。</p> | 存続 |
| 17 | <p>技能士資格を持っている事で客先からの信頼が出来、スムーズな仕事が出来るので残していくだけれどありがとうございます。</p> | 存続 |
| 18 | <p>機械木工統廃合に反対です。必要としている人がいます 後進のために是非残してほしいです。</p> | 存続 |
| 19 | <p>資格自体は有していないのですが、先人達によって今まで積み重ねられてきた、知識や技術、工夫が失われてしまうのは、もったいないと思いました。これから先も、確実に引き継いで行き、残して行くためにも、技能士として残していったほうが良いと思います。</p> | 存続 |
| 20 | <p>木工機械を販売・修理している商社です。採用活動（特に若手）を行う際、全国組織である協同組合があること、及びその団体が行う一休技能検定（木工機械整備）のある業種であるということを必ず説明しています。求職者にとってかなり安心できる条件だと感じています（驚かれることが多いです）。あまり一般に知られていない業界にとって若い人材を呼び込むことができる貴重な資源であると考えます。採用後も資格取得を目指して業務に取り組むことで離職率の低下にも寄与しています。今後も実施していただければ、継続して社員を受験させる予定です。ご検討よろしくお願いします。</p> | 存続 |
| 21 | <p>技能検定職種の統廃合、機械木工職種の統廃合には反対します。業界向上にならない為、反対します。</p> | 存続 |
| 22 | <p>機械木工の一種をとるために日々頑張っております。</p> <p>受験などの勉強で知らなかつた知識が増えております。</p> <p>これからの世代のこの業種の為にもあったほうがいいのではないかと思います</p> | 存続 |

【職種の特定がされていないもの（2件）】

| 番号 | 御意見等の要旨 | 要望 |
|----|---|-------|
| 1 | 受検申請者が少なくなった事は、必要性が薄くなったと考えるべきだと思います、何と何を統合すれば良いかの判断はわかりませんが 必要性の低い物は無くし必要な物を増やすのが当たり前と思います。 | 統廃合容認 |
| 2 | <p>私は総務ですが、従業員を見ていて思うことを述べさせて頂きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・習ってきた仕事の知識が試せる場だと思う。 ・試験の為に勉強するのは、違うやり方など技術的にも向上できる。 ・当たり前のことでも、復習にもなる。 ・モチベーションアップになる。 <p>ご検討の程、宜しくお願い致します。</p> | 存続 |

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成 13 年 1 月 6 日厚生労働省訓第 18 号（平成 29 年 9 月 1 日改正））に基づき、厚生労働省人材開発統括官が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参考者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参考者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省人材開発統括官が、隨時、構成員の参考を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省参事官（能力評価担当）において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることとする。

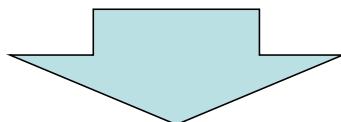
技能検定の職種等の統廃合等について

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書(平成21年1月)

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適當

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適當

3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合は検討対象から除外。
① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
② 隔年又は3年毎の実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合(隔年の場合は50人以上、3年毎の場合は30人以上)

100人以下の場合

社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断
※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適當

4 検討過程の客觀性・透明性の確保

① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適當